

第5章 計画フレームの設定

緑の基本計画における計画フレームについては、都市計画マスタープランとの整合を図り、目標年次をおおむね20年後の平成37年とし、計画の対象区域、人口の見通し、市街地の規模を設定します。

5-1 計画対象区域

計画対象区域は、市全域の13,661haとします。

5-2 人口の見通し

桑名市における将来人口は、平成27年に（141,680人）にピークを迎えると予想されますが、今後新たに150haの工業地開発が予定されています。工業開発による人口のピーク時期は不明ですが、仮に従来の人口動態からみたピーク人口と工業開発によって増加するピーク人口が重なった場合、最大で約154,200人となります。

【図表5-1】人口の見通し

桑名市総合計画におけるピーク人口	工業開発による増加人口	最大人口
141,680人	12,520人	154,207人

5-3 市街地の規模

「桑名市都市計画マスタープラン（平成20年5月）」では、上記の最大人口を受け入れるための市街地規模は下表のように想定し、現状の都市計画区域及び市街化区域は原則変更しないとしています。

【図表5-2】市街地の規模

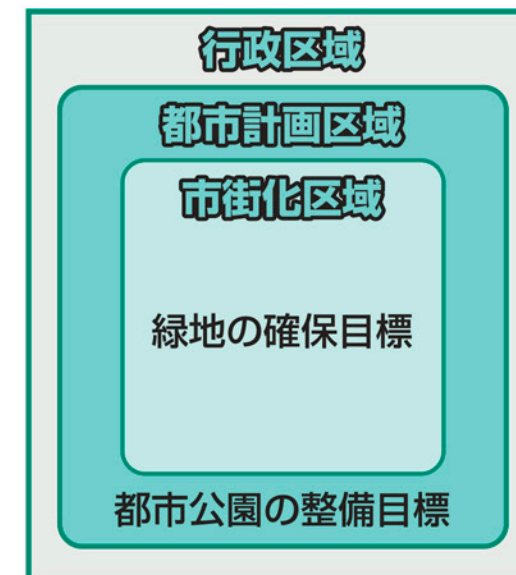
年次	現況
市全域	13,661ha
都市計画区域	11,178.4ha
人口密度	12.0人/ha
市街化区域	2,936.1ha
人口密度	37.6人/ha
市街化調整区域	8,242.3ha
人口密度	2.8人/ha

第6章 計画の目標水準の設定

桑名市においては、今後も持続的な発展を図っていくには市街地整備を進めながら、周辺に現存する緑地を最大限に保全していくことが必要です。また、都市公園等の整備を図り、目標としてかけられる緑の将来像を実現していくことが必要です。

そのため、市街化区域内では民間事業者や市民等の協力を得ながら、既存の樹林地や社寺林等を含む区域を地域地区の指定等により最大限保全するなど市街化区域内における『緑地の確保目標』を設定します。

また、都市計画区域内において不足する都市公園等を確保するなど、都市公園の適正配置を行うため、都市計画区域内において確保する『都市公園の整備目標』を設定します。



6-1 市街化区域内の緑地の確保目標

国は市街化区域内における緑地率30%を、緑地の確保目標水準としています。

現在、桑名市では市街化区域内の緑地率（市街化区域に対する施設緑地と地域制緑地の合計面積）は17.6%となっています。今後、都市公園の整備など都市公園法により可能性のある区域の全てを加えても、市街化区域内の緑地率は最大で20%程度まで高めることが限度となる見込みです。その反面、今後も宅地化の進展により、民有林等の地域制緑地が減少することが予想されます。

そこで本計画では、民間事業者や市民等の協力を得ながら、緑地に関わる地域地区の指定や都市公園の整備により、最大限の緑地の確保をめざします。

また、市街地に隣接する丘陵地の緑を保全して、緑の眺望景観を維持することにより視覚的にうるおいを感じられる環境を形成するとともに、市街化区域に隣接する木曾三川中央緑地との一体化を図り、質の高い豊かな緑の環境の形成をめざします。

したがって、目標年次である2025年（平成37年）の市街化区域内の緑地率の目標を約20%に設定します。

【図表6-1】市街化区域内の緑地の確保目標

	現況	目標年次（平成37年）
市街化区域内の緑地率	17.6%	約20%
市街化区域内の緑地面積	517.7ha	約600ha

※国の緑地の確保目標水準として、市街化区域における緑地率を30%としています。この緑地率30%を確保するには、合計881haの緑地が必要であり、残り281haを新たに確保することが求められます。